

# 宋明儒学の郷村建設論（試論）

難波征男

はじめに

朱子学や陽明学における重要事項である「社倉法」「郷約」「書院」「体認自得の学」は、従来、個別的にばらばらに研究されてきているが、実はこれらは宋明儒学者が取り組んできた郷村建設運動の重要な要素、大胆な言い方をすれば、郷村建設運動の四大要素であった。そうであるとすれば、それらを有機的に関連付ける理論が必要となるであろう。本論はそのための試論である。尚、この方面の研究は、これまで比較的少ないので、ここでは主として関連資料の紹介に力点を置きたい。まずは、体認自得の学から考察をはじめめる。

## 一、王陽明と朱熹の体認自得の学

### （一）天理を体認自得して聖人に成る学

東アジア儒学史では、春秋の孔子や戦国の孟子の、いわゆる孔孟の原始儒学に対して、宋の朱子学や明の陽明学

のことを宋明儒学とか新儒学と呼んで、この両者の儒学思想に相異があることを重視している。その差異は何処にあるか。それを一言でいえば、儒学者が求める聖人の道に対するそれぞれの立場に、根本的な差異があるのである。

孔孟の原始儒学においては、「朝に道を聞けば、夕に死すとも可なり」と孔子がその生涯の学習目標を「聖人の道を聞くこと」に求めているのであるが、その孔子自身が、聖人の道に対しては「(先聖の道を)述べて、(孔子自身は)作らず」(『論語』述而篇)と語っている。つまり、孔子によれば、人の理想的生き方の道や理想社会建設の道は、堯・舜・禹や湯・文・武・周公のような聖人が創作し制定するものであって、孔子自身は聖人ではないから決して作ることはない。それ故に、孔子は、聖人の定めた道を述べて伝承する賢人として生きることに努めるが、聖人に成ることは絶対にならないのである。

一方、朱子学や陽明学に代表される宋明儒学は、宋学の先駆者である程伊川が「人は皆、聖人に至る可し。而して君子の学は必ず聖人に至つて後に已む。聖人に至らずして後に已む者は、皆、自棄なり」(『二程全書』卷之二十八)と喝破しているように、学ぶ者自身が聖人の道に達し、聖人の道を作り、聖人の道を生きて、聖人に成ることができるといっているのである。

この思想的展開の背景には、孔孟の時代にはまだ中国に渡来していなかった「成仏(仏に成ることができ)」を説く仏教思想が、上は皇帝から下は庶民まで普及していたので、宋明儒学者はこの異文化を儒学思想の中に受容して、学ぶ者自身が「聖人に成る」という新しい儒学運動を展開した経緯が認められる。

## (二) 王陽明の体認自得の学

朱子学者にしる、陽明学者にしる、宋明儒学者が聖人に成るには、天理を体認する悟得経験が必須である。まず、『王陽明全集』「年譜」に記載されている王陽明の大悟がわかりやすいので、これから観ていきたい。

正徳三（一五〇八）年、王陽明は三十七歳。中央官界を牛耳る宦官・劉瑾の猛威は依然として荒れ狂っており、左遷された貴州省龍場で、「みずから計るに、得失榮辱は、皆、超脱することができたが、ただ生死の一念のみがまだ化せざるを覚える」と独白している。辺地に流されて、立身出世や生きる希望を失った従者たちは、身心ともに衰弱していった。王陽明は、彼らの看病や衣食住の世話を率先して行い、持ち前の諧謔や演劇力で周囲の者を笑わせ励ましながら、その一方で、言葉の通じない少数民族と交り接する中で、彼らを、身なりや衣食は貧しいが、北京にいる中央官僚たちの知と行が乖離し分裂しているのに比べてみれば、この眼前にいる素朴な少数民族たちの知と行は、見事に合致していると徐々に信用していく。王陽明は、このような少数民族の生活ぶりを興味深く観察し、人間は知行合一の可能性を固有していることに確信を深めていった。「もし聖人がここにいたならば、（彼らとともにこの生活の中に）どのような道を開くであろうか」。これに対する王陽明の感慨は、彼の有名な「何陋軒記」に表明されている。「夷の民は、まさに、まだ琢かざるの璞、まだ繩せざるの木のごとし。粗礪頑梗なりと雖も、椎や斧をなお施せしところあり。安んぞ以てこれを陋むべけんや。これ、孔子の（ともにここに）居らんと欲する所為（理由）ならん」。この少数民族の中に発見した知行合一の人間性に対する発見が、王陽明の龍場の大悟を誘発する大きな要因になったと考えられる。「年譜」には、その龍場の大悟を次のように記している。

忽ち中夜、格物致知の旨を大悟す。寤寐中、人のこれに語る者あるがごとし。覚えす呼躍す。従者、皆、驚く。始めて、「聖人の道は、吾が性に自足す。向に理を事物に求めしは誤りなり」と知れり。

心理学者であれば、前段にある「寤寐中、人のこれに語る者あるがごとし。覚えす呼躍す。従者、皆、驚く」という、陽明の夢中の覚悟に注目するかもしれない。また、中国思想史の専家は、従来、後段の「向に理を事物に求

めしは誤りなり」という朱子学の格物致知説からの離脱や超克を重視してきた。しかし、この眼目は、「聖人の道は、吾が性に自足す」にある。王陽明はここで、吾が性に自足しているこの聖人の道を大悟し、それを「知行合一の本体」、「天地万物一体の仁」ということばで表現し、やがて五十歳以降はこれを、『孟子』のいわゆる良知であり、この良知は『大学』にある致知の知であると認識して、独自に「致良知説」を提唱したのである。これらの言葉で表現された王陽明の致良知説は、いずれも彼自身の体認自得を深化させていった道程である。

また、『中庸』冒頭には「天命、これを性したがという。性に率したがう、これを道という。道を修める、これを教という」とあるが、王陽明の「吾が性に自足する聖人の道」を「天命」と解するならば、王陽明の悟得した境地は、この「天命」と「吾が性」と「道」と「教」とを一体化して、それを吾が身心の主体性とする東アジア天人合一思想の真髓を体認自得したものと見えるであろう。陽明学においては、「造化の精霊」である良知のあらゆる知と行が、そのまま、その人の体認自得の学と言えるであろう。

### (三) 朱熹の体認自得の学

一方、朱熹が天理の体認を求め、その体認経験を積み重ねて朱子学を形成してきたことは、その思想形成過程を観れば、一目瞭然であろう。周知のように、彼の思想形成過程は、先ず大慧禪から始まり、父の友人の李延平との出会いによって儒学に覚醒する。それ以降、天理を吾が主体性とするための自得方法をめぐって、李延平の未発主義から、湖南学派の張南軒の説く已発主義に転じ、やがて四十歳の時、これまでに学習した人間観や修養論を総合的に受けて取り直して、身心の内と外、動と静、喜怒哀楽の未発と已発、形而上と形而下を貫徹する敬の工夫を発見する。それによって、朱熹独自の居敬窮理を学問方法とする定論を形成するに至る。それは、「敬は一心の主宰にして、万事の本根」「敬は聖学の要」「格物から平天下までのあらゆる窮理の事について」始めより一日と

して、敬を離れることはない」（以上、『大学或問』）という居敬の發見と、天理を体認自得する窮理の両面を、如何に思想的に和合するかを求めて葛藤し深化させた過程であるといえるであろう。この意味から言えば、朱子学を体認自得の学として受け取り直すには、居敬と窮理の両面から觀察することが有効かもしれない。

まず、朱熹は四十歳の時、この「敬の道」を悟得し發見した歓喜を、親友の張南軒への書簡の中で率直に伝えている。その原文の書き下し文と、荒木見悟先生の現代語訳を下記に紹介する。

蓋し、身に主として、動靜語黙の間なきものは、心なり。仁は則ち心の道にして、敬は則ち心の貞なり。これ徹上徹下の道、聖学の本統なり。これに明らかならば、則ち性情の徳、中和の妙、一言にして尽くすべし。朱熹、向來の説は、固もとより未だ及ばざるなり。而して來喩の曲折、發明する所多しと雖も、然れども綱を提し領を振るう処に於いては、未だ尽くさざること有るに似たり。

（『晦庵先生朱文公文集』卷三十二、「答張欽夫」）

思うに、動靜語黙のへだてなく、一身の主宰となるものは心です。仁は心のすじ道で、敬は心の貞ただしさです。これは（人間存在の）上下を貫く道であり、聖学の本すじが明らかとなると、性と情の徳、中と和の妙は、一言でいい尽くすことができます。私の従來の説は、もちろんここまで気づきませんでしたし、お手紙の詳細な叙述も、啓発する点はいくたありますものの、本すじを打ち出す点では、まだ不十分のように思われます。

（荒木見悟『朱子・王陽明』二三七頁、世界の名著続4 中央公論）

この書簡の中で、朱熹は、自己の旧説を自己批判するとともに、これまで傾倒していた張南軒の説も十分ではなかったと指摘している。この朱熹による敬の悟得によって、朱子学が誕生したのである。

朱子学の目指す理想は、全体大用の人間である。居敬と窮理は、天理を体認した全体大用の人間に復る手段であり、全体大用を現実に生きる理想的人間の具体的実践である。それを、朱熹が簡潔に表明したのが、『大学章句』伝五章の「格物補伝」である。説明の都合により段落をつけて書き下し文にする。

① 右伝の五章は、蓋し格物致知の義なれども、今は亡ぶ。間、嘗に竊かに程子の意を取りて之を補う。

② 曰く、いわゆる（大学の経に）致知は格物に在りとは、（その）言うところは、吾の知を致さんと欲すれば、物に即してその理を窮むることなり。蓋し、人心の靈は、知ること有らざる莫くして、天下の物は、理あらざる莫し。ただ理に於いて未だ窮めざること有るが故に、その知に尽くさざること有るなり。

ここを以て大学は、始めて教うるに、必ず学ぶ者をして凡ての天下の物に即して、その已に知りし理に因りて、益す之を窮め、以てその極に至るを求めざること莫からしむ。

③ 力を用ちうるの久しきに至って、一旦、豁然貫通すれば、衆物の表裏精粗、到らざるなくして、吾が心の全体大用、明らかならざるなし。これを物格といい、これを知の至るといふなり。

この格物補伝の趣旨は、まず①朱熹自身があえて自説を述べる必然性を語り、次に②大学の「致知は格物に在り」について朱熹の解釈を論じていくのであるが、その格物致知の目的は、「一旦、豁然貫通すれば、衆物の表裏精粗、到らざるなくして、吾が心の全体大用、明らかならざるなし。」にあるという。これが、③朱熹の「格物補伝」の眼目であるが、つまり朱子学によれば、現実的な格物の実践を集積すれば、学ぶ者は一旦、豁然貫通の悟得を経て物格に転回し、それによって学ぶ者の心は本来の全体大用に復るといふのである。

格物から物格への転回は、具体的にはどのように変わるのか。朱熹は同じ「大学章句」の解釈で、格物について、

「格は至るなり、物は猶なお事のごときなり。事物の理を窮め至るは、その極処、到らざるなきなり」と説明している。また、物格について、「物格は、物の理の極処、到らざるなし。」と説き、知至については、「吾が心の知る所、尽くざるなし」と説明している。この朱熹の格物、物格、知至の説明は、豁然貫通の悟得を経た朱熹の体認に基づいて表現された朱熹思想世界の表明である。格物は、未知の物の理を追究する努力であり、この段階では当事者には物の理は見えていないのである。ところが、一旦、豁然貫通した物格の段階では、その悟得によって当事者は物の理を体認自得して、物の理が見えているのである。一旦、体認自得した心には、その心の志向するままに、物の方からその理を具体的に顕現して来るというのである。それ故に、朱子学の目的は心の全体大用であり、物格知至である。このような物格知至した心の感応は、あの王陽明の「聖人の道は、吾が性に自足す。向まむに理を事物に求めしは誤りなり」と通じるものがある。

天理は公共の道である。体認の学は、体認するまでは己のためにする学であるが、体認すれば公共の道となる。朱熹も、王陽明も、それぞれの人間観や学問方法により体認して、公共の道に立った人といえるであろう。朱熹や王陽明が実践した郷村建設運動は、このような学徳兼備の高邁な人物の指導がなければ、当時の状況では実現できなかつたのである。

## 二、飢饉対策の住民自治を実現する「社倉法」

社倉や義倉はすでに隋の頃から存在したようであるが、ここで取り上げる社倉やその社倉法は朱熹をはじめとする宋明学者がみずから実践し指導したものを指す。これらの社倉や社倉法の特徴を要約すれば、それは、宋明儒学者の熱い同胞愛の心や万物一体の仁を、社倉という実恵を生じる施設に具体化したものであり、また、この実際の

運営が住民による自主的経営や郷村自治を志向するものであった所に特徴がある。

朱熹の社倉法については、木下鉄矢著『朱子―(はたらき)と(つとめ)の哲学』(二〇〇九、岩波書店)や、楠本正継著『宋明時代儒学思想の研究』(昭和三十七年、広池学園事業部)のなかで詳細に紹介されている。特に後者は、その「朱晦庵(朱子)」約七十頁の内の三分の一近く、二十頁を社倉法に当てている。楠本正継先生の見解によれば、朱熹の全体大用思想が、この社倉法に具体的に実現していると考えられているのである。朱熹が社倉法を設置する歴史的経過は、概要、次のようである。

乾道四年(一一六八)、朱熹は赴任地の健寧府崇安県で、住民の飢饉に遭遇した。その救済のために、先ず富豪から所蔵米を募って、米の値を下げて配給した。しかし、周辺に盗賊が出没し、民衆は震撼、米も尽きてきたので、朱熹は県当局から常平倉の米六百石を借り受けて郷人に分与した。この施策によって、郷村の人々は飢え死にする者がおらず、盗賊に組する者も出なかった。その冬になると、米の収穫があったので、住民から常平倉に返納する動きが出た。この時、朱熹はみずから県当局にかけあつて、常平倉への米返納の時期を遅らせる許可を得て、この猶予期間、里中の民家にその米を蓄蔵しておき、その種米を毎年の夏、出願者に対して低利で貸し与え、米の増産をはかった。年末には、その余剰米を収容して、それを村民の飢饉対策に当てる社倉を設置したのである。この社倉の運用によって、農民は豪家から高利で種米を借りることもなく、飢饉の時にも遠方の都会にある常平倉の米に頼らなくても、わが村の社倉に蓄えられている米で飢えることはなかった。

さらに、社倉の種米によって農業生産がますます増進して、その十四年後には、最初に借りた六百石を常平倉に返済した上で、穀倉三間に貯蔵された米は三千一百石となり、三十年後には貯蔵米五千石となり、里中凶年なしという実績をあげている。

しかも、その米の管理や貸し出し責任者である社首(五十人を一組とする社倉の首長)や保正(十人組の頭)な

どの役人を民間人から選出して、住民自治による名簿整理や米穀の配給などの運営を行わせ、その運営規則も各村落の実態に即して制定しているのである。

楠本正継先生は、「後年の朱子は郷村に主体性を持たせることを単位とし、国家がこれを諸地方に下して自主的に行わせ、かくて始めて社倉法の時処を通じての永遠性が生じるという考えであった。そして、かかることが出来るのはこの法が同胞愛の精神に支えられていたからに外ならなかった」（『同書』二六三頁）と指摘している。また、

ここに忘れてはならぬことは、かかる施設（社倉）が同胞愛の精神の必然的な要求として行われ、この精神が無ければ不可なることであろう。前記崇安県社倉記、金華社倉記ともにこれを語る。殊に孟子の「ただの徒善は以て政をなすに足らず、ただの徒法は以て自ら行わる能わず」（離婁上）という文句の朱子の注には「その心あつて、その政の無いのが徒善であり、その政あつてその心無いのが徒法である」と云い、閔雎・麟趾（愛情をのべ、信厚を歌った所の古詩―詩経―）の意あつて、しかる後、周官の法度を行うべしと云った程子の語を引いている（集注）。物を生じこれを活かす天地の心に本づく同胞愛の心こそ社倉の施設を生んだ母胎であった。そこには人間は公共性、共同性を失えば、自らを亡ぼすものなることに対する伝統的洞察が見える。

〔宋明時代儒学思想の研究〕第五節 朱晦庵 二六六頁

と指摘している。朱熹の社倉法は、宋元明清、及び朝鮮半島や江戸時代の日本に広く普及していったが、以上から、朱熹自身の発想による社倉法は住民自治を志向する郷村建設理論であり、それを導く底辺にある同胞愛の精神、村落共同体の相互扶助の精神によって支えられていたことを垣間見ることができよう。

ところで、このような郷村の相互扶助施設であり、飢饉対策である社倉を実際に運営するには、社首や保正をは

はじめとする郷村の有力な指導者達の自覚と連帯が必須であった。この指導者たちが、そのために結成した自主的な連携組織の規約が「郷約」である。次に、宋代の朱熹と、明代の王陽明が、実際に指導した「郷約」を見て行こう。

### 三、朱熹の「増損呂氏郷約」と王陽明の「南贛郷約」

#### (一) 朱熹の「増損呂氏郷約」

郷約とは一般的には、中央政府や官僚による上からの法規や制度による統治に対して、それとは別個の、村落住民の自治による相互扶助を規定する道德共同体の自主的自発的な約束事である。

その起源は、北宋の晩年、藍田の呂大臨が行った教化組合に始まる。南宋に入って朱熹がこれを踏まえて「朱子増損呂氏郷約」を作成し、盛行するようになった。この道德組合の約束事である郷約には、郷約を結んだ人々を守るべき、四つの綱領がある。つまり、「徳業を相互に勧める」「過失を相互に規す」「礼俗を相互に交える」「患難を相互に恤む」というものである。この郷約の組織的特徴は、そのメンバーの中の一人に万が一、破産するとか、困窮するような事態が起れば、その時はメンバー全員が一丸になって、その一人を救援するという固い道義的絆で結ばれていることである。この詳細については、楠本正継著『宋明時代儒学思想の研究』を参照されたい。ここでは、これまで比較的注目度の少なかった王陽明の「南贛郷約」を、やや詳細に紹介したい。

#### (二) 王陽明の「南贛郷約」

明王朝が成立すると皇帝の朱元璋（太祖）は、国家権力を行使して「六諭」を發布した。明朝政府はこの六諭を木札に書いた「六諭碑」を木鐸老人に持たせ、村落を隅々まで巡回させて、その普及に努めた。六諭の内容は、「父

母に孝順なれ」「長上を尊敬せよ」「子孫と和睦せよ」「子孫を教訓せよ」「各々生理（生業や生活）を安んぜよ」「非為（悪事）を作す母れ」である。六論は、里甲制を支える道徳律を、上から民衆に訓戒するものであり、民衆の自主性自発性を養育するものであったとは、必ずしもいえない面があった。

正徳十一年（一五一六）、王陽明四十五歳。彼は都察院左僉都御史に拔擢され、福建省や江西省に蟠踞する巨賊の非道を巡視し、兵部尚書の王瓊からそれらの掃討命令を受諾する。その翌年、王陽明は掃討作戦の拠点となる江西省南贛に到着したのである。

『王陽明全集』「年譜」によれば、早くも、江西省吉安に来たとき、流賊数百人が陽明を取り囲み、「我々は飢荒の流民である、賑濟を乞い求む」という事件が発生した。「吾れ、南贛に至れば、官を派遣して救助策を実施しよう。各々生理（生業や生活）を安んじ、非為（悪事）を行って、みずから大罪を受けないようにせよ」と応答している。賊は、懼れて退散したとあるが、これは太祖の「六論」を臨機応変に活用したものであろう。

陽明がこの地の治安を偵察してみると、民衆の中に山岳地帯の洞窟にひそむ山賊が巧みに紛れ込んでおり、南贛の民は山賊の耳目となっていた。そこで、陽明軍の指示は挙動前にことごとく山賊に通じていた。陽明はこの対策として、「十家牌法」を実行した。十家牌法とは、良民と奸賊を区別するための制度である。つまり、まず、一戸ごとに家族数・家屋の広さ・寄宿人を登録させ、さらに十戸ごとに世帯主名を記した一牌を備えさせる。この牌を目安にして、当番の者が輪番で、各戸の異動を調査する制度である。もし、各戸の異動や疑わしい案件を官府に報告しなかった場合は、十家が連罪になるというものである。この十家牌法の実施によって、民に紛れ込んだ賊をあぶりだし、民の治安を回復することが目的であった。

ところが、実際にこれが成功するか失敗するかは、これを実施する住民の意識にかかっていた。王陽明が力点を置いたのは、飢饉対策の住民自治法である社倉法と同様に、この十家牌法による住民の治安対策も、住民自治の郷

村建設を促進する中で住民相互の扶助意識を喚起し、これを基盤にして実現することに努めている点である。「南贛郷約」は、そのために王陽明が実際に指導して作成した「郷約」である。この特徴は、この地域の統治者である王陽明の権限を背景として、住民自治を促進していることにある。少し長いが、その全文を現代語の拙訳で紹介する。

### 王陽明の「南贛郷約」——村里の約束事——

ああ、汝ら民よ。昔の人は、「蓬が、麻の中に生えれば、扶けなくても真直ぐに伸びる。白い沙が、泥中にあれば、染めなくても黒くなるものだ。」と言っている。民の風俗が善いか悪いかは、積みかさねられた慣習によって、そのようになるものである。

思うに、むかし（賊徒を離れて帰順した）新民は、常にその宗族を棄てて郷里を離れ、四方八方で横暴な行爲をしてきたもの達だ。しかし、その横暴な振る舞いは、その人々の生い立ちに問題があるのであって、決してその人の罪ではない。また、わが官吏役人が、彼らを治める道をもっていなかったし、また教化することもできなかったことにもよる。

汝ら（指導者の）父老よ、（善良な）子弟よ。家族に訓戒し、戒しめ正すことが遅遅として進まず、村里の人々を薫陶し感化することもせず、指導や援助も実行されないので、住民たちは相互に連携し協和する手段がない。一方、相互に憤懣や怨嗟の情を激しくあおり、狡知や欺瞞によって傷つけあっているために、ついに思いもしない方向になびいて、日々、悪に流れているのである。

わが官吏と、汝ら父老、子弟とは一緒に、それぞれがその責任を分担すべきである。ああ、過ぎ去ったことはどうしようもないが、これから起こることに間は間に合はずだ。それ故に、今、ここに郷約を結んで、汝ら民と協和

しようではないか。

今より以降、汝ら、同じ約で結ばれた民はすべて、一人一人が、汝の父母に孝を、汝の兄長を敬い、汝の子孫を訓導し、汝の郷里の人々は和順し、葬儀や法事には相互に扶助しあい、患難には相互に撫恤しあい、善を勉め人に勧め、悪は告げ戒めあい、訴訟を止め争いを止め、信義と親睦を築き深め、善良な民となるように努めて、共に重厚な仁の風俗を形成しようではないか。

ああ、人は、どんなに愚かな人も、他人を責めるときは賢くくなり、どんなに聡明な人も、己を責めるときは愚かになるものである。汝ら父老、子弟は、新民の旧悪に対しては思念おもうだけに止めて、新民が善を行えば与ともに必ず行うようにせよ。その人の一念が善であれば、その人は善人なのである。

己は良民であることを心に留めて、必ずその身を修めよ。汝の一念が悪であれば、汝は悪人となる。人の善悪は、一念の間に決まる。汝ら、わが言をじっくりと思案し、決して忽ゆるがせにしてはならぬ。

一、同じ郷約の中から、高齢な有徳者で、しかも民衆から敬服されている者を推挙して、一人を約長とし、二人を約副（副長）とする。また公・直・果断な者四人を推挙して約正（裁判官）とし、（万事に）通達して明察なる者四人を約史（書記）とし、健全で精廉な者四人を知約（経理）とし、礼儀に習熟した者二人を約賛（祭祀係）とする。

三冊の帳簿を設置して、その一冊には同じ郷約の（人々の）姓名、および日々の出入り、行動を逐一書いて、知約がこれを管理する。あとの二冊のうち、一冊は表彰すべき善行（をした人の事）を書き、一冊は糾弾すべき過失（をした人の事）を書いて、約長がこれを管理する。

一、同じ郷約の人は、集会ごとに、一人が銀三分を出し、知約にわたして飲食の資金にあてる。贅沢はしないで、

飢えや渴きをいやすだけにせよ。

- 一、集会の期日は、毎月十五日とする。もし疾病や事故によって出席できなければ、期日の前に人を遣りて、知約に届け出ること。理由なしに欠席した者は過悪者簿（リスト）に書いて、さらに罰銀一両を出させ公用に使う。
- 一、約所を、道・里の均等な場所に選んで建立すること。広い敷地のある仏教寺院や道教の道観を候補地にするのも良い。

一、顕彰すべき善は、その表現を明瞭にせよ。糾弾すべき過失や悪は、その表現を婉曲にせよ。それが人々を忠厚に導く道である。もし、人に不悌不遜があっても、直ちに不悌不遜だと言わないで、ただ、年長者につかえる敬長の礼を尽くすことが十分ではないと聞いているが、まだ信じ難いことなので、しばらく帳簿につけて、今後を見守ることにせよ。過失や悪を糾弾する場合は、いずれの場合も、これを例とすべきである。

もし改悛することが困難なほど悪い（人の）場合は、しばらく糾弾はしないが、決して容赦しない。それが過激化して悪行をほしいままにするようであれば、約長や約副らは、その人に向かい遠回しに「自首すべきである」と、衆人とともに導き奨励して、善念を自発的に起すようにしむけ、しばらく、これを帳簿に書いて改悛するのを待て。それでも、改悛しなければ、はじめて糾弾してこれを帳簿に書け。

さらに改悛できなければ、これを官に告げよ。それでも改悛しなければ、同じ郷約の人が官に執送して、その罪を明らかに正せ。その人の勢い、固執できなくなるであろう。力を尽くして協議するが、官府は、兵を要請し、滅す。

- 一、郷約の人に危疑難題の事が発生した場合は、いつでも必ず、約長は同じ郷約の人を集めて会を開き、皆でともに裁き処置し区画して、道理が通り事が解決するまでやめるな。見て見ぬふりをしたり、推測で判断することはしてはならない。人を悪に落としければ（冤罪？）、その罪は約長や約正らの身に及ぶことになるのである。

う。

一、本籍以外に寄託している不在地主の家が、納税や労役につくとき、原籍をあちこちに移動して（税をこまかし）、往々にして、累を同じ（里甲制の）甲（の仲間）に負担させることが多々ある。今後、約長はこれに勧告するとともに、完納することを承諾させよ。以前の弊害を踏襲するようであれば、官に告げよ。懲治して寄託の莊田を削除するであろう。

一、本地の大戸（大地主）、異境の客商（から）の貸付や利息を返却する場合は、常例によるべきである。過分な利益を得てはならない。貧窮し難渋して賠償能力のない者がおれば、やはり道理によつて寛容にはかるべきである。

不仁の徒（破綻者）に等しい者がいれば、ただちに過分な利息を差し引け。写田錢（地主が小作から租税のほかに徴収したもの）を強制したり、窮民が（他郷に逃げ）出して、（生存のために、やむを得ずその地で）、盗みをしたなどと言わせないようにせよ。今後、このように言い訳をする者があれば、約長らがこれに関与して、事実を明白にせよ。

償いが数えるに足らざる者は寛捨（寛容に捨ておくこと）を勸（告命）令し、取り分の大き過ぎる者には追還（追いかけて返還させること）に努めさせる。強き（力）に頼つて聴かない者には、同じ郷約の人を率いて行き、官司に訴えよ。

一、親族や在郷の隣人で、往々にして、ちよつとした忿いかりから、身を賊に投じて復讐し、善良な人々に傷害を負わせ、大患を醸成することがある。今後は、殴り合いや、不平な事は、約長に訴えて、その是非を公論せよ。約長は聞いたなら、ただちに道理を明らかにして教諭せよ。あえて先の妄動をなす者があれば、同じ郷約の人々を率いてゆき、官にさしだせ。処罰しよう。

一、軍や民で、もし表では善良な行いをしているが、裏では賊に情を通じて、牛馬を販売し、情報を横流しして、利を独り占めにし、わざわざを万民に及ぼす者がおれば、約長らは同じ郷約の人々を率いて行って、事実を示して勸戒せよ。改悛しなければ、官に訴えよ、究明せん。

一、吏書（下級役人）、義民（地方の富豪で、義捐をして官を賜った者）、総甲（軍人ではなく、民間人で城の守りに派遣された民快の長）、里老（村の長老）、百長（軍兵の家百十二戸を守禦百戸所といい、その長）、弓兵、機快（機兵と民快。どちらも民間から徴募した民兵）の人たちで、田舎に出向いて租税の納入を請け負い高利を貪る者や、その（田舎に旅する）餞別を強要する者がおれば、約長は同じ郷約の人々を率いて行って、官に訴えよ。追究せん。

一、各要塞の居住民は、昔は新民（賊徒の帰順者）から被害を受けていた。それを語るには、誠に忍びないものがある。しかし、今は、すでに彼ら自身が革新したことを認めている。占領していた田産も、もはや返還させた。二度と遺恨を持つてはならない。騷擾のあつた地方の約長らは、常にやさしく論まことして、各々の本分を守るようにさせよ。聴かないものがいれば、官に訴えよ。療治せん。

一、帰順してきた新民よ。汝の一念の善によつて、汝の罪を許されたのだ。自ら痛切に己を責め克服して過ちを改め、己を革新し、耕作に勤め、機織りに勤め、平生の価格で売買し、思いを良民と同じくし、これまでのような下賤な考えで心を下品にし、自滅しないように、自戒せよ。約長や約副は、その時その時、適宜に教導せよ。前非を悔いていない者は、官に訴えよ。懲治せん。

一、男も女も成長すれば、各々、時を得て結婚すべきである。往々にして、娘の家は結納が十分でないことを責め、男の家は嫁入り支度が整っていないことを責めて、婚期を失うものだ。約長らは、各々、これを人に説諭し、今時は、家産の有無を考慮して、随時、婚姻させよ。

一、父母の葬儀や服喪は、衣衾棺槨など、ただ誠孝を尽くし、家産の有無をはかつて行え。これ以外の華美な仏事や盛大な宴会で、家を傾け財を浪費するのは、死者はそのような事を喜ばないであろう。約長らは、各々、郷約内の人を説諭し、礼制を遵守するようにさせよ。なお、前非を踏襲する者は、「糾悪簿」に書いて、不孝者扱いにせよ。

一、集会の一日前には、知約は、約所を掃除し拭き清めて、道具を整え、（明の太祖の六論を書いた）「告諭牌」を設け、香案を南向きに置くこと。

会の当日、同じ郷約の全員が参集すると、約賛が太鼓を三度打ち鳴らし、参集者は皆、香案の前に長幼の順に立ち、北面して跪坐し（ひざまずいて坐し）、約正が告諭を朗読するのを拝聴する。

約長は大衆に合むかつて声を張りあげ、「今より以後、凡そわが同じ郷約の人は、つつしんで戒諭を奉じ、心を齊え徳を合し、同じく善に復帰せん。もし、その心を集中しないで分散させ、表は善だが裏うらは悪の者がいれば、神明が誅殺するであろう。」と唱える。大衆も皆、「もし、その心を集中しないで分散させ、表は善だが裏うらは悪の者がいれば、神明が誅殺するであろう。」と一斉に唱和する。

皆、再拜して立ち上がり、順序正しく会所を出て、東西に分かれて起つ。約正が、郷約を読みおわり、大声で、「凡そわが同盟は、務めて郷約を遵守せん。」と宣言する。大衆は皆、「はい」と一斉に言う。そこで、東と西から交互に拝礼して起ち、各自、順に所定の位置につく。

一 年少者が各々、年長者に三度、酒を酌む。知約が起ち、彰善位を堂上に設け、南面して筆硯を置き、「彰善簿」を読み上げる。約賛が太鼓を三度打ち鳴らすと、大衆は皆、起つ。約賛が、「善を列挙せよ。」と唱えると、大衆は、「約史が掌握している。」と一斉に言う。約史が出てきて彰善位につき、声を張りあげ、「某に某善がある。某は某悪を改めることができた。これを書き、同じ郷約のために勧める。」と述べる。約正は、大衆に

広く質たして、「どうだ。」と問う。大衆は、「約史の列挙の通りです。」と一斉に言う。約正は、そこで、善者に揖ひ（会釈）して、彰善位に進行させ、東西に立たせる。約史はまた大衆に向かつて、「私の列挙することはこれだけである。皆の知っていることがあれば列挙せよ。」と述べる。大衆に知っていることがあれば、即座に挙げる。なければ、「約史の列挙の通りです。」と一斉に言う。約長、約副、約正らが皆、出てきて彰善位につき、約史が「彰善簿」に書きおわると、約長が杯を挙げ、声を張りあげて、「某はよく善を行い、某は某過を改めることができた。よくその身を修めるものである。某はよく某族の人にその善を実行させ、某過を改めさせた。よくその家を斉ととのえるものだ。一人一人がこのようにすれば、風俗は厚篤になるであろう。凡そわが同じ郷約の人々が、日々、これを模範とし法とすれば、善者に類する者になるであろう。」と言う。善者もまた酒を酌み、約長に酬すめて、「これは善とされるほどのものではなく、恐縮しています。むしろ、長者の労をねぎらいます。一層、砥礪すを加え、長者の教えにそむかないようにいたします。」と述べる。皆、飲みおわり、再び約長に拝謝す。約長は答拜して起つ。各々、所定の位置につき、知約は彰善の席を撤収する。

酒が、また三度めぐる。知約が起ち、糾過位を階下に設ける。北向きに筆硯を置き、「糾過簿」を読み上げる。約賛が太鼓を三度打ち鳴らすと、大衆は皆、起つ。約賛が、「過あやまちを糾弾せよ。」と唱える。大衆は、「約史が掌握している。」と一斉に言う。約史が糾過位につき、声を張りあげ、「某に某過があると聞いたが、決してそれを認めない。しばらく書いて、後の態度を待つ。いかがか。」と述べる。約正が、大衆に広く質して、「いかがか。」と問う。大衆は皆、「約史の見識は正しい。」と一斉に言う。約正は、過失者を揖ひして出させ、糾過位につき北向きに立つ。約史はまた、大衆に向かつて、「私の列挙することは、これだけである。皆の知っていることを列挙せよ。」と述べる。大衆は聞いていることがあれば列挙し、なければ「約史の列挙が正しい」と一斉に言う。約長、約副、約正らが皆、糾過位に出てきて、東西に立つ。約史が「糾過簿」に書きおわると、

約長は過失者に向かつて、「しばらくは罰を行わない。速やかに改悛せよ。」と言う。過失者は跪まづき請願して、「某は、進んで罪に服します。」と言う。自ら起ちて酒を酌み、跪まずいて飲み、「速やかに改め、二度と長者を悩ますことはいたしません。」と言う。約正、約副、約史らは皆、「早期に勸諭でできなかったので、汝をここまで陥落させてしまった。罪は我らにもある。」と言う。皆、酒を酌んで、自ら罰す。過失者は、また跪まづき請いて、「某はもはや罪を認めます。長者はご自身に罪があると言われたが、某が進んで殺戮罪（死刑）につきます。これでわが改悛を許されるなら、長者の罰を解いてください。これこそ、某の幸です。」と述べ、小走り行つて酒を酌み、自ら罰す。約正と約副は、「己の罪の責任を取るのに、これだけの勇気があれば、きつと善に遷ることができるであろう。我らの罪も免れる。」と言う。そこで、爵を釈され、過失者は再拝する。約長は過失者に揖して起たせ、各々を位置につかせる。知約は糾過席を撤取する。

酒がまた二度めぐり、ご馳走が運ばれる。宴が終わると、約賛が起ち、太鼓を三度打ち鳴らし、「申戒（戒を申す）」を唱える。大衆は起ちあがり、約正が中堂に立つて声を張りあげ、「ああ、わが同じ郷約の人々よ、しつかり『申戒』を聴け。人は、善を行わないか、また悪を行わないか。善を行つて、他人がそれを知らなくとも、これを久しく積み重ねていけば、自然に善が積まれて隠すことができなくなる。悪を行つて、それを改悛できなければ、これが積み重なると、赦免してもらえなくなる。今、善を行つて、これを人から顕彰されれば、もとより嬉しい。しかし、善を行うことが自然でなく、自作自演であれば、表は善だが、その実は悪である。悪を行つて、人から糾弾されるのは恥だ。しかし、その悪を改悛する心は、もはや善である。今日からは、自作自演の善をなすな。今の悪人が、最後まで悪人のままで終わることはない。ここに集つた人々は、一人一人がわが同じ郷約の人である。この道を、ともに勉める人である。」と言う。大衆は皆、「勉める人である」と、一斉に言う。各自、席から出て東と西に立ち、交互に拝礼しながら退出する。（難波訳）

以上から、郷約が社倉法や十家牌法を実現するために作成されたことが推察できるであろう。それを実行できる人材を養成し、その永続をはかる学校が書院である。

#### 四、書院学習

書院は宋明儒学の発芽が萌しはじめた中唐から建学されるが、宋元明清を通して展開し約七千校が創設され、朝鮮半島まで普及する。江戸期の日本は、官吏登用試験の科挙制度が導入されなかつたので、中国や朝鮮とはやや異なる形態をとり、武士の藩校、地方武士や農工商の庶民のための郷校、初等教育の手習所（寺子屋）、専門教育の塾が發展した。しかし、これらの東アジア前近代に發達した学校教育は、東アジアの近代化にもなつて、朝鮮半島の一部を除いて、ほとんどが廃校となり忘れられていった。ただ近年、中国の書院ブームや各地の観光資源として勃興する傾向が認められる。

書院は、一般的に「講学、藏書、祭祀、学田」の四要素から構成しているが、それぞれの目的や建学精神によって個性があり、その規模や教育内容、学習方法も各国各民族で多種多様である。特に、朱熹の「白鹿洞書院学規」の東アジア全域への普及や、陽明学者による活発な書院活動などには、近代学校教育と前近代学校教育の叡智を和合して、将来の学校教育を考察する上で、無視できない重要な教育遺産を豊富に埋蔵しているが、詳細は別稿にゆずることにする。

以上、郷村建設の観点から社倉法・郷約・書院・体認自得学の有機的関連の一端を考察した。